

玉東町立山北小学校いじめ防止基本方針

令和6年6月18日

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の基本的人権を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性をはらんでいる。

こうした事実をふまえて、いじめは絶対に許さないこと、いじめは卑怯な行為であること、いじめは、どの子どもでも、どの学校でも起こり得ることを念頭に、「いじめ防止のための取組」、「早期発見」、「早期対応の在り方」、「教育相談体制」、「生徒指導体制」、「校内研修」等いじめ防止全体にかかる内容について、山北小としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育事務所、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取り組みを、定期的に振り返り、改善を加えていくようにする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止のための取組

(1) 早期発見

① 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

② 早期発見の取組

[日常の観察]

- 健康観察、出席をとるときの声や表情、休み時間の過ごし方。また保健室来室の様子
- 生活ノートや日記などからの情報を精査

[実態調査等]

- 児童対象いじめアンケート調査
- 教育相談と事前アンケート調査
- 子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）配付等
- いじめ・不登校対策委員会における組織的な活動

[地域との連携]

- 登校指導中の児童観察の依頼
- PTA役員（地区委員）との情報交換
- いじめ対応窓口の一本化と窓口設置の周知

(2) 早期対応の在り方

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、「情報集約担当者」を中心に、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童等を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童

の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめに対する措置

【いじめの発見・通報を受けたときの対応】

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
※ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会）」と直ちに情報を共有する。
- 通常考えられるいじめへの対応は、組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童等の保護者に連絡する。
- いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

【いじめられた児童への支援】

- いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
※いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならない。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
※必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

【いじめられた児童の保護者への支援】

- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

【いじめた児童への指導】

- 事実関係の聴取を行う。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

【いじめた児童の保護者への助言】

- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行われるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

（3）教育相談体制と生徒指導体制

① 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- 児童への日頃からの情報収集を重視する。
- アンケートと面談は長期休業等の節目で生活や人間関係の状況を把握できるよう、年度当初に適切に計画を立て実施する。
- 悩みを過小評価したりしないで、相談を受けた事案は真摯に対応する。

② 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。

- とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- 児童へ統一された指導を行う。

(4) 校内研修

全ての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

- いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- 児童の道徳性や道徳的実践力の向上に係る研修を大切にする。
- P T Aと連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。

(5) いじめ防止に向けた取組計画

月	主 な 取 組 等	道 徳 (友情、信頼)	集団づくりに関する学校行事等
4	子どもの様子を語る会		1年生を迎える会
5	校内研(子ども様子を語る会)	3年6年	運動会
6	人権集会・教育相談週間・アンケート	1年2年5年	
7	子どもの様子を語る会	4年	
8			
9	子どもの様子を語る会	6年	5年集団宿泊行事
10	子どもの様子を語る会		人権子ども集会参加・4年通学合宿
11	教育相談週間・県心のアンケート		6年修学旅行
12	人権集会、校内研(人権旬間まとめ)	1年	
1	子どもの様子を語る会 いじめ・不登校対策委員会		
2	教育相談週間・アンケート	3年4年5年	
3			送別遠足

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対処

- ① 教育委員会へ報告
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 組織名及び構成員

組織名：いじめ不登校対策委員会

構成員：校長、教頭(情報集約担当者)、教務、養護教諭、人権教育主任、生徒指導主任、玉東町教育相談員

(2) 活動

- ① いじめの早期発見に関すること
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること